

議案第8号

久喜市手数料条例の一部を改正する条例

久喜市手数料条例(平成22年久喜市条例第68号)の一部を次のように改正する。

別表第2第1項中「第77項金額の欄ア及び第83項金額の欄ア」を「第79項金額の欄ア及び第85項金額の欄ア」に改め、同表中第96項を第98項とし、第87項から第95項までを2項ずつ繰り下げ、同表第86項金額の欄ウ(イ)a中「(市長が別に定める建築物については、共用部分の床面積を除く。bからdまでにおいて同じ。)」を削り、同項を同表第88項とし、同表第85項金額の欄中「第83項金額の欄ア」を「第85項金額の欄ア」に、「第83項金額の欄イ」を「第85項金額の欄イ」に改め、同項を同表第87項とし、同表第84項金額の欄中「第82項金額の欄」を「第84項金額の欄」に改め、同欄イ中「第10条第2号イ及びロ」を「第10条第2号イ(1)及びロ(1)」に改め、同欄中エをオとし、ウをエとし、イの次に次のように加える。

ウ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するもの

(ア) 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 10,000円

b 床面積の合計が200平方メートル以上のも 11,000円

(イ) 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 19,000円

b 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 33,000円

c 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 60,500円

d 床面積の合計が5,000平方メートル以上のも 91,500円

別表第2中第84項を第86項とし、第83項を第85項とし、同表第82項金額の欄ア(イ)a中「第84項ア(イ)」を「第86項ア(イ)」に、「第86項ア(イ)及びイ(イ)」を「第88項ア(イ)、イ(イ)及びウ(イ)」に改め、同欄イ中「第10条第2号イ及びロ」を「第10条第2号イ(1)及びロ(1)」に改め、同欄中エをオとし、ウをエとし、イの次に次のように加える。

ウ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するもの

(ア) 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 20,000円

b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 22,000円

(イ) 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 38,000円

b 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 66,000円

c 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 121,000円

d 床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 183,000円

別表第2中第82項を第84項とし、同表第81項金額の欄ア(ア)a中「第87項」を「第89項」に改め、同欄イ(ア)中「(平成28年経済産業省・国土交通省令第1号)」を削り、同項を同表第83項とし、同表中第80項を第82項とし、同表第79項金額の欄中「第77項金額の欄ア」を「第79項金額の欄ア」に、「第77項金額の欄イ」を「第79項金額の欄イ」に改め、同項を同表第81項とし、同表第78項金額の欄を次のように改める。

次に掲げる額を合算して得た金額

ア 変更後の低炭素建築物新築等計画が都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類又はこれに類する書類として市長が別に定める書類が提出された場合

(ア) 一戸建ての住宅 2,500円

(イ) 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 5,500円

b 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 11,500円

c 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 26,000円

d 床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 47,000円

(ウ) 非住宅用途を含む建築物の非住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 5,500円

b 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 9,500円

c 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 15,500円

d 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの

47,000円

e 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの

74,500円

f 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの

94,000円

g 床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 117,500円

イ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するもの

(ア) 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 20,000円

b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 22,000円

(イ) 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 40,000円

b 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 67,500円

c 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 115,000円

d 床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 165,000円

ウ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するもの

(ア) 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 10,000円

b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 11,000円

(イ) 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 19,000円

b 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 33,000円

c 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 60,500円

d 床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 91,500円

エ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合する非住宅用途を含む建築物の非住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 133,500円

(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 167,000円

(ウ) 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 216,000円

(エ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 308,000円

(オ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 379,500円

(カ) 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 449,000円

(キ) 床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 512,000円

オ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合する非住宅用途を含む建築物の非住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 51,000円

(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 65,000円

(ウ) 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 85,500円

(エ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 138,500円

(オ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 181,000円

(カ) 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 217,500円

(キ) 床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 255,000円

別表第2中第78項を第80項とし、第77項を第79項とし、同表第76項金額の欄を次のように改める。

次に掲げる額を合算して得た金額

ア 低炭素建築物新築等計画が都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類又はこれに類する書類として市長が別に定める書類が提出された場合

(ア) 一戸建ての住宅 5,000円

(イ) 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 11,000円

- b 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 23,000円
 - c 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 52,000円
 - d 床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 94,000円
- (ウ) 非住宅用途を含む建築物の非住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額
- a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 11,000円
 - b 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 19,000円
 - c 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 31,000円
 - d 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 94,000円
 - e 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 149,000円
 - f 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 188,000円
 - g 床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 235,000円
- イ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省・国土交通省令第1号)第10条第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するもの
- (ア) 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額
- a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 40,000円
 - b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 44,000円
- (イ) 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額
- a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 80,000円
 - b 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 135,000円
 - c 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 230,000円
 - d 床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 330,000円
- ウ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するもの
- (ア) 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 20,000円

b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 22,000円

(イ) 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 38,000円

b 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 66,000円

c 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 121,000円

d 床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 183,000円

エ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合する非住宅用途を含む建築物の非住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 267,000円

(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 334,000円

(ウ) 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 432,000円

(エ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 616,000円

(オ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 759,000円

(カ) 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 898,000円

(キ) 床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 1,024,000円

オ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合する非住宅用途を含む建築物の非住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 102,000円

(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 130,000円

(ウ) 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 171,000円

(エ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 277,000円

(オ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの

362,000円

(カ) 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの
435,000円

(キ) 床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 510,000円

別表第2中第76項を第78項とし、第73項から第75までを2項ずつ繰り下げ、同表第72項金額の欄中「第70項金額の欄ア」を「第72項金額の欄ア」に、「第70項金額の欄イ」を「第72項金額の欄イ」に改め、同項を同表第74項とし、同表中第71項を第73項とし、第70項を第72項とし、同表第69項金額の欄ア中「第71項」を「第73項」に改め、同欄ア(イ)中「第72項」を「第74項」に改め、同項を同表第71項とし、同表中第33項から第68項までを2項ずつ繰り下げ、同表中第32項を第33項とし、同項の次に次の1項を加える。

34	建築基準法第58条第2項の規定に基づく建築物の高さの最高限度の特例の許可の申請に対する審査	高度地区内における建築物の高さの最高限度の特例許可申請手数料	160,000円
----	---	--------------------------------	----------

別表第2中第31項を第32項とし、第28項から第30項までを1項ずつ繰り下げ、同表第27項中「第55条第3項各号」を「第55条第3項又は第4項各号」に改め、同項を同表第28項とし、同表中第23項から第26項までを1項ずつ繰り下げ、第22項の次に次の1項を加える。

23	建築基準法第52条第6項第3号の規定に基づく建築物の容積率に関する特例の認定の申請に対する審査	建築物の容積率の特例認定申請手数料	27,000円
----	---	-------------------	---------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和5年6月12日提出

久喜市長 梅 田 修 一

提案理由

脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する

法律等の一部を改正する法律等の施行に伴い、所要の改正をしたいので、この案を提出するものであります。